（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	宮城県第二啓佑学園
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
～　平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月　～　平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月　～　平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月　～　令和3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和3年4月　～　令和8年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和8年4月　～　令和13年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指　定　期　間	令和8年4月1日　～　令和13年3月31日（5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	宮城県第二啓佑学園	
所　在　地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設　置　年　月	平成14年4月	
根　拠　条　例　等	障害者支援施設等条例	
設　置　目　的	知的障害の程度が著しいため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　　造	鉄筋コンクリート造
	内　　容	入所棟
開　館　（　所　）　日	通年	
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分　～　午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	（1）施設運営の基本的事項 （2）施設の管理運営体制の整備 （3）内部チェック体制 （4）建物・設備棟の保守管理 （5）利用者の生活環境等の確保 （6）苦情解決体制の整備 （7）自己評価及び自己点検体制の整備 （8）職員の確保と職員資質向上 （9）事故発生時の体制の整備 （10）防災防火体制の整備・充実 （11）施設利用者処遇等	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	10,950 人	17,186 人	7,937 人	72.5%	46.2%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
施設入所支援	10,950 人	10,041 人	7,937 人	72.5%	79.0%
生活介護	7,830 人	7,068 人	5,612 人	71.7%	79.4%
短期入所	1,095 人	89 人	165 人	15.1%	185.4%
就労継続支援B型	人	人	人	-	-
合　　計	19,875 人	17,198 人	13,714 人	69.0%	79.7%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	268,352	243,380	260,858	97.2%	107.2%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収 入 計 (a)	268,352	243,380	260,858	97.2%	107.2%
(2) 支出					
人件費	185,309	149,582	162,644	87.8%	108.7%
施設管理費	31,333	28,260	29,226	93.3%	103.4%
事業運営費	33,103	31,191	32,034	96.8%	102.7%
その他	18,607	18,625	16,895	90.8%	90.7%
支 出 計 (b)	268,352	227,658	240,799	89.7%	105.8%
(3) 収支					
収　支 (c)=(a)-(b)	0	15,722	20,059	-	127.6%
前期繰越収支差額	127,190	111,468	127,190	100.0%	114.1%
次期繰越収支差額	127,190	127,190	147,249	115.8%	115.8%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	空調、消防設備、自家用電気工作物など計19項目の業務について、専門業者との委託契約に基づき適正に保守点検を実施しました。また、建築基準法第12条に基づく点検も計画的に行い、特定建築物や防火設備の状態を法令に則って確認しました。 日々の運営では、清掃、厨房機器や乾燥機の点検等を通じ、衛生的で快適な生活環境を維持しました。 また、職員による月次のセキュリティチェックや施設内外の巡回なども継続して行いました。	多岐にわたる保守点検、法定点検を遅滞なく実施したことや、専門業者による点検と職員によるきめ細かな日常点検が相互に補完し合うことで、設備の重大な不具合や事故を未然に防ぐことができました。特に、電気・空調・水回りといったライフラインに直結する設備については維持管理を徹底し、利用者が安全・安心に生活できる基盤を確保しました。 こうした日常的かつ継続的な取組により、施設全体の機能を良好な状態に保ち、県有財産の適切な維持管理が着実に図られました。	A	職員による保守点検や法定点検を確実に実施することで、未然に施設内設備の破損等を発見し、対応することができている。 また、専門的な事項については業者に委託し、適切に管理されている。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	本会の経理規則に基づき、会計・経理事務を適正に執行しました。	A	会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。	A
効率性	管理運営体制	本会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針及び年度事業計画を策定し、計画的かつ安定的な施設運営の努めるとともに、諸規程に則った法令遵守の徹底と透明性の高い管理運営を行いました。 人材確保の取組としては、法人として正規職員採用試験を年2回実施するとともに、職場説明会の開催及び就職情報サイトの積極的な活用を推進しました。施設においても、ホームページへの求人情報掲載並びにハローワーク及び福祉人材センターへの求人登録を通じて臨時職員の募集に努めました。これらの取組により、年度協定人員配置計画に基づく職員配置は令和8年3月31日時点において正規職員22人（100%）、臨時職員8人（88%）、合計30人（96%）でした。 また、職員一人一人が専門性と支援技術を継続的に高められるよう、体系的な人材育成の推進に努めました。 [研修実績] 1　施設内研修 （支援技術研修等）　13件　93人 2　法人内研修 （階層別研修等）　35件　126人 3　外部研修 （サビ管研修等）　7件　10人 4　国家資格等の取得に関する助成制度の活用　4件　4人	毎月の全体会議において予算執行状況・事業の進捗及び解決すべき課題を組織全体で確認・共有したことにより、計画的な予算及び事業の執行を実現することができました。 また、365日24時間体制によるローテーション勤務の下、施設入所支援・生活介護・短期入所の各サービスを年間を通じて安定的かつ継続的に提供することができました。 職員研修については、勤務調整等を柔軟に行いながら受講機会の確保に努め、適切なサービス提供に必要な知識・技術の習得が図られました。とりわけ発達障害及び強度行動障害に関する研修の受講は、利用者の特性に応じた支援方法の見直しや生活環境の調整を検討する上で活かされました。また、虐待防止に関して、外部講師による講義と全職員を対象とした事例検討会を組み合わせた研修を重点的に実施したことにより、日常の支援場面において利用者の尊厳と権利を尊重する意識を組織全体に定着させることができました。	A	研修について、各種研修等に積極的に参加することにより人材育成を行っている。 人材確保の取組としては、新聞の折込や求人サイト等を活用し、積極的に求人活動に取り組み、職員数は事業計画値を概ね達成している。	A
	人員体制	正規　22 人　非正規　8 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	食事・入浴等の基本的な日常生活支援を適切に行うとともに、日中活動支援については、利用者の障害特性・身体状況・活動能力に応じた3班体制の下、通年実施し、活動実績は延べ5,612人でした。 ・機能訓練班：身体機能の維持・向上を目的とした運動プログラム・ストレッチ・歩行訓練等 ・作業創作班：手工芸・絵画等の創作活動を通じた達成感・表現力の涵養等 ・運動情操班：音楽活動・リズム体操・レクリエーション等を通じた情操教育と身体活動 また、スヌーズレンルームを活用したリラクゼーション支援のほか、調理体験・母子訓練室を活用した自立訓練など利用者の生活の自立に向けたプログラムも実施しました。 地域移行支援としては、グループホーム及び生活介護事業所（各1か所）の見学・体験利用（2名・36回）を実施したほか、買い物・外食・個別外出及び社会体験活動（63回・延べ288人）を行い、地域生活に必要な知識・社会性の習得を段階的に支援しました。	日常生活支援については、利用者の生活リズムの安定と尊厳ある生活の維持を基本に据えながら、丁寧かつ継続的な支援を実践しました。 班体制による日中活動プログラムは、利用者一人一人の障害特性・活動能力に応じたきめ細かな支援により、生活の充実と機能維持に寄与しました。 スヌーズレンルームの活用は利用者の緊張緩和と情緒の安定につながり、調理体験・自立訓練は自立支援の観点から利用者の自己効力感の向上につながりました。 地域移行支援においては、1人がグループホームに移行することができました。	A	利用者一人一人の特性等に応じ、日常生活及び日中活動に係る支援が継続的に実施できている。 地域移行支援については、グループホーム及び生活介護事業所の見学・体験や社会体験活動を通じて、移行を見据えた支援を行い、1名がグループホームに移行することができた。	A

有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	定員は、施設入所支援及び生活介護が30人、短期入所が3人となっています。 施設入所支援、生活介護の利用実績は、新規入所者が0名、退所者が9名であったことから、それぞれ計画比で72.5%、71.7%でした。 短期入所の利用実績は、計画比15.1%でしたが、啓佑学園が実質的に満床状態となる中で、児童の受入れを積極的に行い、昨年度実績に比べ約1.9倍と大幅増加となりました。	B	入所実績は計画値を下回っているが、9名の退所に伴うもの。 短期入所事業については、計画比を下回ったものの、児童の受入れを積極的に行い、昨年度実績に比べ約1.9倍増加した。	B
	利用者サービスの向上	利用者一人一人の障害特性・生活状況・本人の意向を丁寧にアセスメントした上で個別支援計画を年2回策定・見直しを行うとともに、6か月ごとのカンファレンスを通じて支援内容の継続的な検証と改善を図りました。日々の支援においては、意思決定支援・自己選択の機会の確保に努めました。 健康管理については、嘱託医による定期健康相談(精神科月1回・内科小児科週1回)及び定期健康診断(5月・9月)等を実施しました。また、外部の臨床心理士による利用者向け専門的相談(延べ20人)を実施し、得られた助言を支援内容に反映させました。 食事サービスの向上については、栄養管理委員会(利用者代表含む)を毎月開催し、利用者の希望を反映したメニュー(希望メニュー78回・行事食21回)を提供しました。 広報としては、 広報誌「けいゆうだより」「係だより」をそれぞれ年4回発行し、日々の生活の様子を家族へ丁寧に伝えました。ホームページを随時更新し施設情報の透明な公開を継続しました。	個別支援計画の定期的な策定・見直しとカンファレンスの継続的な実施により、個別の状態変化を的確に把握しながら、利用者一人一人のニーズと生活目標に即した安全で質の高いケアを組織的に提供できました。また、臨床心理士による支援により、利用者の心理的安定が図られるとともに、現場職員の負担軽減と安心感の醸成に寄与しました。 食事サービスについては、利用者が自らの希望するメニューが実際に提供される体験により「自分の意思が尊重された」という実感をもたらすとともに、行事食の提供(21回)により利用者の生活に彩りと楽しみをもたらすことができました。また、給食試食会の開催は保護者が利用者の食生活を身近に感じる貴重な機会となり、施設への理解と信頼につながりました。 広報誌・ホームページによる情報発信の継続は、家族への丁寧な説明責任の履行と地域社会への透明性確保に寄与しました。	A	日々の支援を通し、入所支援計画の作成・見直しを実施し、利用者の特性等に合わせたサービスの提供を実施している。 また、広報誌の発行やホームページの情報更新を定期的に行い、関係者以外にも情報提供を行い、施設の透明性の確保に努めた。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	「意見箱」、自治会、保護者会で利用者・保護者の声を把握し、利用者の要望に応えました。また、なんでも相談規程に基づく相談窓口を設置しました。 ・何でも相談 苦情件数　0件	ポスターの掲示や広報誌への掲載、家族への文書でのお知らせ等により制度・窓口の周知に努めました。 利用者に関しては、自治会・園会議のほか、日常的な場面においても要望を聞き取るよう努め、実現可能なものから順次対応を行いました。 保護者に関しては、要望に応じて実現した給食試食会が参加者から高い評価をいただき、施設への理解と信頼の醸成に大きく寄与しました。	A	「利用者の声」を設置することで、より多くの要望を集約し、可能な限り実現させる努力をしている。 また、保護者会を年2回開催し、利用者及び保護者の声の把握に務めた。	A
	県民の平等利用	入所者の選定に当たっては、福祉の知見を有する外部委員が参画する「入所検討委員会」において、優先順位を決めることとしています。 一方、短期入所については、在宅障害児・者世帯を支えるセーフティネット機能を重視し、空床があれば基本的に依頼を受け入れるという積極的な方針で運営しました。	入所者選定については、第三者の視点を取り入れるとともに、点数化により優先順位を決めるなど、客観性と公平性が担保されています。 短期入所に関しては、地域ニーズへの対応と施設の有効活用の観点から受入れを進め、令和7年度は大幅な利用増加につながりました。	A	新たな利用者の受入れにあたっては、関係機関と連絡調整を行い、公平に実施されている。 短期入所の受入について、積極的な受け入れ体制を行い、施設のセーフティーネット機能を果たすよう努めている。	A

その他	安全対策	1　地震や火災等想定の避難訓練を毎月実施しました。 2　地域住民と連携した総合防災訓練を年2回実施し、町内会等地域住民延べ6人の参加がありました。 3　消防設備器具自主点検を、年12回実施しました。 4　危機管理計画に基づく緊急時行動計画を職員全員に周知徹底を図りました。 5　ヒヤリハット体験報告及び事故報告に関し、原因を究明し、再発防止に取り組みました。 ・ヒヤリハット体験報告　19件 ・事故報告　4件 6　不審者対応策として、研修やマニュアルの見直しを実施しました。 ▪防犯研修　1回 ▪不審者対応マニュアルの見直し　1月実施 7　救命救急の実践講習を1回実施しました。 8　感染症予防対策として委員会や研修を行いました。 ▪感染症対策委員会　44回 ▪発生時の対応シミュレーションの実施 　年2回	1～4　万一の災害に備え、様々な場面を想定した避難・誘導の手順を職員が習得できるよう、月1回のペースで繰り返し訓練する機会を設けました。加えて、施設内にとどまらず地域と連携した防災力向上を目指し、町内会等の参加を得て訓練を行い、顔の見える関係づくりを実践しました。消防設備器具の自主点検についても年12回にわたり継続的に実施し、設備の異常を早期に発見・対処できる体制を維持しました。 　また、既定の危機管理計画を基に各職員が自らの役割と行動手順の確認することにより、有事の際に組織として迅速かつ的確に対応できる基盤を整えました。これらの取組を通じて、施設全体の防災・安全意識の醸成と、地域とのつながりを深める実践的な活動を推進できました。 5　ヒヤリハット報告や事故報告の集積、分析、共有に取り組み、事故の未然防止及び再発防止の強化に努めました。 6　宮城県警備業協会・警察署署員を講師に招き、不審者対応の実践的な研修を行うことで安全対策に努めました。 7　根白石消防署署員を講師に招き、実践的な研修を行うことで救命救急時の対応力向上に努めました。 8　感染症の発生後速やかに感染症対策委員会を開催するとともに、棟内消毒、手指消毒など必要な対策を講じることで感染予防及び拡大防止に努めました。また、職員会議や研修を実施することで施設全体の共通理解と対応力向上に努めました。 嘱託医による定期的な園内診察により、利用者の健康管理に努めました。 9　所在不明事故発生時の緊急連絡体制の見直しを行い、即時対応できるように努めました。	A	定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。また、警察署から講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。 　ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かに行い、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。 　感染症予防については、発生した際、速やかな委員会の開催や必要な予防策を講じることで感染拡大を防いだ。また、普段から必要な感染対策を継続して実施していることが確認できた。	A

主な視点	項　　目			評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	「宮城県福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、園長を個人情報保護管理責任者と定め、個人情報の適正な管理に努めました。	施設内にプライバシーポリシーを掲示し職員の意識を高め「宮城県福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」を遵守しました。特に、個人が特定される書類の取扱いに注意し、必要に応じて利用者、家族に確認し同意を得ました。	A	法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。	A
	自主事業の実施					
	その他の取組	1　利用料の徴収を実施しました。 （1）自己負担額　10,916,924円 （2）介護給付費　152,049,633円 2　個室化等により居住環境が充実した船形の郷への移行に向け、実地調査・施設体験・職員間の情報共有を丁寧に重ね、7人の円滑な移行を実現しました。 3　保護者・地域住民・福祉関係者等の参加を得て地域連携推進会議を1月に開催し、施設運営の透明性確保と地域との相互理解の促進を図りました。 4　地域住民・学生・福祉関係者等のボランティアを29件・延べ298人受け入れ、利用者との交流活動や各種行事への参加協力を通じ、地域に開かれた施設運営の推進しました。 5　福祉人材育成としての実習生の受入れ ▪保育実習　2人 6　障害者就労施設等からの物品等調達 4事業所　計135,688円	1　適正に徴収事務を行いました。 2　段階的な準備プロセスにより利用者・家族の不安軽減と支援の継続性確保が図られ、円滑な移行を実現できました。 3　施設見学及び多様な立場の関係者との意見交換を通じ、施設運営への理解促進が図られました。 4　ボランティアの受入れは、利用者にとって地域の人々との豊かな交流機会となるとともに、施設への理解促進と地域との連携強化にも寄与しました。 5　実習生の受入れにより宮城県における福祉人材の育成に貢献しました。 6　障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達実施し、障害者の就労支援と社会参加促進に貢献しました。 7　環境配慮の各取組が組織文化として定着し、持続可能な施設運営への意識が職員全体に浸透してきています。	A	利用料について、未済となっているものも含め、適正に事務処理を行っている。 ボランティアの受け入れについては、施設運営の向上を図るだけでなく、ボランティアと利用者の交流機会の場を創出した。	A
総　合　評　価			運営面については、指定管理料を基本とした予算を適正に執行するとともに、県有財産の管理も適正に行いました。 また、年間を通じて、施設入所支援、生活介護、短期入所の各サービスを24時間体制で安定的に提供することができました。 重点項目である地域移行支援では、1人がグループホームへの移行を果たすとともに、個室化等により居住環境が充実した「船形の郷」への移行を推進し、7人の移行を実現しました。これらは、本人及び家族の希望を真摯に受け止めるとともに、実地調査・施設体験・情報共有を通じた移行先との緊密な連携が結実したものであると言えます 地域の会合への参加や、地域の方と連携した防災訓練、地域連携推進会議の開催など、地域に開かれた施設運営に取り組みました。 全体として年度事業計画に沿った適正な施設管理運営ができました。	A	施設の管理運営や、利用者へのサービスの提供については、事業計画に基づき適切に実施されていると認められる。 利用者への移行支援については、利用者及び家族等の希望に沿った適切なアセスメントに基づき移行に関する計画の作成や関係機関との密な連携が行われた。 また、町内会会合への参加や地域と連携した防災訓練等を実施し、地域に開かれた施設運営に取り組んでいる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	･施設の経年劣化が進み、空調設備･電気設備･建築躯体等において修繕･更新の必要性が生じている箇所が増加しつつあります。突発的な設備故障は利用者の生活環境や安全確保に直接影響を及ぼすリスクがあることから、応急的な対応では施設機能の安定的な維持が困難となります。利用者が安心･安全に生活できる環境を将来にわたって保障するためには、中長期的視点に立ち、計画的･段階的な修繕･更新に取り組んでいくことが不可欠です。 ･令和8年度にケース記録等の電子化システムを導入することとしており、円滑な導入に向けた準備と職員への丁寧な操作研修の実施が当面の重要課題となります。導入後は記録業務の効率化による職員の負担軽減にとどまらず、支援内容の可視化･情報共有の迅速化･個別支援計画の質的充実など、サービス向上につなげていく必要があります。 ･地域移行については、障害のある方が可能な限り地域の中で生活することが望ましいという基本理念の下、相談支援事業所等との連携強化を通じてグループホームへの移行を一層積極的に推進していくことが求められます。令和8年度より、障害者支援施設において地域移行に関する意向確認等が必須となったことから、これまで以上に計画的かつ組織的に推進することが求められます。他施設への移行については、当施設の老朽化と多床室中心という居住環境上の課題を踏まえると、より生活環境が整った施設への移行も選択肢の一つと考えられます。いずれにしても、不安を抱える家族に対して丁寧かつ継続的な情報提供と対話を重ね、利用者と家族の納得と安心のもとで移行を着実に推進していくことが重要な課題です。	令和8年度よりケース記録等の電子化システムの導入を行うにあたり、適正かつ効率的な活用が行えるよう、職員に対して、運用及び操作方法等について積極的な周知を行う必要ある。 地域移行については、令和8年度より障害者支援施設において地域移行に関する意向確認等が必須となったことから、利用者及び家族等の要望に沿えるよう、事業所見学や移行に向けた計画の作成、関係機関との進路会議等を引き続き行い、入所者のニーズにあった移行先の検討を行う必要がある。